

平成 29 年

第 3 回大阪広域水道企業団議会

(11 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 5 号議案)

(第 1 号報告～第 3 号報告)

## 目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例制定の件・・・・・・・・・・	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件・・・・・・・・	2
第 3 号議案	大阪広域水道企業団水道用水供給条例一部改正の件・・・・・・・・・・	5
第 4 号議案	平成 28 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件・・・・・・・・	6
第 5 号議案	平成 29 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件・・・・・・・・	7
第 1 号報告	平成 28 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・	17
第 2 号報告	平成 28 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・	18
第 3 号報告	平成 28 年度決算に基づく資金不足比率報告の件・・・・・・・・・・	19

## 第1号議案

### 大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例制定の件

大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

#### 大阪広域水道企業団条例第 号

#### 大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例

##### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、府域一水道の実現に向け、水道事業の統合を促進するため、水道事業統合促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

##### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 水道用水供給事業において生じた利益剰余金のうち剰余金処分計算書をもって定める額を限度として予算で定める額
- (2) 水道用水供給事業において実施した水道事業運営基盤強化推進等事業に対し交付された大阪府生活基盤施設耐震化等補助金の額を限度として予算で定める額

##### (管理)

第3条 基金に積み立てた資金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れその他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

第4条 企業長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を水道用水供給事業に属する現金に繰り替えて運用することができる。

##### (運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

##### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

##### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、企業長が定める。

##### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 2 号 議 案

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第 2 条 (略) (1) - (3) (略) (4) (略) ア (略) (7) (略) (イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）<u>（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) (略) イ・ウ (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第 2 条 (略) (1) - (3) (略) (4) (略) ア (略) (7) (略) (イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) (略) イ・ウ (略)</p>
<p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日) 第 2 条の 3 (略) (1) (略) (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前の日において当該子を養育す</p>	<p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日) 第 2 条の 3 (略) (1) (略) (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前の日において当該子を養育す</p>



当すること。 (8) (略)	(8) (略)
-------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3号議案

大阪広域水道企業団水道用水供給条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道用水供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水料金の額)</p> <p>第10条 給水料金は、水量に対し、1立方メートルにつき、<u>72円</u>の割合で計算した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第12条 給水料金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納付額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）につき年9パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水料金の額)</p> <p>第10条 給水料金は、水量に対し、1立方メートルにつき、<u>75円</u>の割合で計算した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第12条 給水料金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納付額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）につき年9パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 第4号議案

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成28年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業に係る未処分利益剰余金3,480,303,267円について、1,946,160,771円を建設改良積立金に積み立て、1,534,142,496円を資本金に組み入れる。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身



第5号議案

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

第1章 市町村域水道事業

(総 則)

第1条 平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第2章第4条本文括弧書中「不足する額414,132千円(四條畷水道事業270,623千円、太子水道事業91,165千円、千早赤阪水道事業52,344千円)は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,580千円

(四條畷水道事業14,073千円、太子水道事業11,626千円、千早赤阪水道事業8,881千円)、過年度損益勘定留保資金113,216千円(四條畷水道事業28,366千円、太子水道事業79,539千円、千早赤阪水道事業5,311千円)及び当年度損益勘定留保資金221,603千円(四條畷水道事業183,451千円、千早赤阪水道事業38,152千円)、繰越利益剰余金処分額44,733千円(四條畷水道事業44,733千円)で補てんするものとする。」を「不足する額429,141千円(四條畷水道事業270,623千円、太子水道事業91,165千円、千早赤阪水道事業67,353千円)は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,440千円(四條畷水道事業14,073千円、太子水道事業11,626千円、千早赤阪水道事業4,741千円)、過年度損益勘定留保資金129,586千円(四條畷水道事業28,366千円、太子水道事業79,539千円、千早赤阪水道事業21,681千円)及び当年度損益勘定留保資金224,382千円(四條畷水道事業183,451千円、千早赤阪水道事業40,931千円)、繰越利益剰余金処分額44,733千円(四條畷水道事業44,733千円)で補てんするものとする。」

に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

連 結

		収 入		
(科 目)		(既決予算額)	(補正予算額)	( 計 )
第1款 水道事業資本的収入		362,325千円	10,276千円	372,601千円
第4項 工事負担金		14,000千円	10,276千円	24,276千円
		支 出		
(科 目)		(既決予算額)	(補正予算額)	( 計 )
第1款 水道事業資本的支出		776,457千円	25,285千円	801,742千円
第1項 建設改良費		542,457千円	25,285千円	567,742千円

[千早赤阪水道事業]

		収 入		
(科 目)		(既決予算額)	(補正予算額)	( 計 )
第1款 千早赤阪水道事業資本的収入		106,787千円	10,276千円	117,063千円
第4項 工事負担金		14,000千円	10,276千円	24,276千円
		支 出		
(科 目)		(既決予算額)	(補正予算額)	( 計 )
第1款 千早赤阪水道事業資本的支出		159,131千円	25,285千円	184,416千円
第1項 建設改良費		127,632千円	25,285千円	152,917千円

平成 年 月 日 提出

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

# 平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算説明書目次

## 第1章 市町村域水道事業

	頁
補正予算実施計画-----	10
予定キャッシュ・フロー計算書-----	11
予定貸借対照表-----	13

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算実施計画  
市町村域水道事業

資本の収入及び支出

連結

収入

款	項	目	予定額(千円)			備考
			既決	補正	計	
1 水道事業 資本的収入	4 工事負担金		362,325	10,276	372,601	
		1 工事負担金	14,000	10,276	24,276	
			14,000	10,276	24,276	

支出

款	項	目	予定額(千円)			備考
			既決	補正	計	
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費		776,457	25,285	801,742	
		3 施設改良費	542,457	25,285	567,742	
			127,632	25,285	152,917	

[千早赤阪水道事業]

収入

款	項	目	予定額(千円)			備考
			既決	補正	計	
1 千早赤阪水道事業 資本的収入	4 工事負担金		106,787	10,276	117,063	
		1 工事負担金	14,000	10,276	24,276	
			14,000	10,276	24,276	

支出

款	項	目	予定額(千円)			備考
			既決	補正	計	
1 千早赤阪水道事業 資本的支出	1 建設改良費		159,131	25,285	184,416	
		3 施設改良費	127,632	25,285	152,917	
			127,632	25,285	152,917	

平成29年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

連 結

(単位：千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	6,105
	減価償却費	425,007
	資産減耗費	5,143
	引当金の増減額	23,809
	長期前受金戻入	△ 138,453
	受取利息	△ 1,124
	支払利息	66,232
	未収金の増減額	△ 19,716
	その他の増減額	△ 34,527
	小計	332,476
	利息の受取額	1,124
	利息の支払額	△ 66,232
	業務活動によるキャッシュ・フロー	267,368
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 573,562
	長期貸付金返還による収入	7,080
	国庫補助金等による収入	83,371
	工事負担金による収入	24,276
	他団体からの繰入金による収入	676
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 458,159
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の発行による収入	190,856
	企業債の償還による支出	△ 231,000
	他団体からの出資金による収入	66,286
	財務活動によるキャッシュ・フロー	26,142
IV	資金増加額 (又は減少額)	△ 164,649
V	資金期首残高	1,551,689
VI	資金期末残高	1,387,040

平成29年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

(単位：千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	0
	減価償却費	62,185
	資産減耗費	27
	引当金の増減額	△ 748
	長期前受金戻入	△ 20,115
	受取利息	△ 1
	支払利息	10,100
	未収金の増減額	△ 46,583
	その他の増減額	△ 30,028
	小計	△ 25,163
	利息の受取額	1
	利息の支払額	△ 10,100
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 35,262
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 142,161
	長期貸付金返還による収入	0
	国庫補助金等による収入	22,800
	工事負担金による収入	24,276
	他団体からの繰入金による収入	0
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 95,085
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の発行による収入	3,700
	企業債の償還による支出	△ 31,499
	他団体からの出資金による収入	66,286
	財務活動によるキャッシュ・フロー	38,487
IV	資金増加額 (又は減少額)	△ 91,860
V	資金期首残高	119,339
VI	資金期末残高	27,479

平成29年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定貸借対照表

(平成30年3月31日)

連結

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	12,006,207	( 負 債 の 部 )	6,797,336
固 定 資 産	10,298,990	固 定 負 債	3,443,560
有 形 固 定 資 産	10,101,324	企 業 債	3,075,247
土 地	1,415,991	引 当 金	368,313
そ の 他 有 形 固 定 資 産	8,685,333	退 職 給 付 引 当 金	267,989
無 形 固 定 資 産	66,386	修 繕 引 当 金	100,324
施 設 利 用 権	66,359	流 動 負 債	482,160
そ の 他	27	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	243,963
投 資 そ の 他 の 資 産	131,280	未 払 金	182,140
長 期 貸 付 金	131,280	引 当 金	23,899
流 動 資 産	1,707,217	賞 与 引 当 金	19,803
現 金 ・ 預 金	1,387,040	法 定 福 利 費 引 当 金	4,096
未 収 金	313,413	そ の 他 流 動 負 債	32,158
貸 倒 引 当 金	△ 11,146	繰 延 収 益	2,871,616
貯 蔵 品	17,469	長 期 前 受 金	2,871,616
そ の 他 流 動 資 産	441	( 資 本 の 部 )	5,208,871
		資 本 金	2,159,481
		自 己 資 本 金	2,159,481
		剰 余 金	3,049,390
		資 本 剰 余 金	2,152,771
		利 益 剰 余 金	896,619
資 産 合 計	12,006,207	負 債 ・ 資 本 合 計	12,006,207

平成29年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定貸借対照表

(平成30年3月31日)

[千早赤阪水道事業]

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	千円 1,764,375	( 負 債 の 部 )	千円 1,147,639
固 定 資 産	1,616,322	固 定 負 債	555,390
有 形 固 定 資 産	1,616,322	企 業 債	535,694
土 地	103,351	引 当 金	19,696
その他有形固定資産	1,512,971	退 職 給 付 引 当 金	19,696
無 形 固 定 資 産	0	修 繕 引 当 金	0
施 設 利 用 権	0	流 動 負 債	150,397
そ の 他	0	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	45,089
投 資 そ の 他 の 資 産	0	未 払 金	95,469
長 期 貸 付 金	0	引 当 金	3,280
流 動 資 産	148,053	賞 与 引 当 金	2,807
現 金 ・ 預 金	27,479	法 定 福 利 費 引 当 金	473
未 収 金	127,215	そ の 他 流 動 負 債	6,559
貸 倒 引 当 金	△ 6,853	繰 延 収 益	441,852
貯 蔵 品	0	長 期 前 受 金	441,852
そ の 他 流 動 資 産	212	( 資 本 の 部 )	616,736
		資 本 金	295,999
		自 己 資 本 金	295,999
		剰 余 金	320,737
		資 本 剰 余 金	304,868
		利 益 剰 余 金	15,869
資 産 合 計	1,764,375	負 債 ・ 資 本 合 計	1,764,375



## 注 記 表 (市町村域水道事業)

### I. 重要な会計方針

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く。)

定額法

##### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く。)

定額法

##### (3) リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 3 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、回収の可能性を検討し、回収不能見積額を計上している。

#### 4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

### II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

### Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

- 1 有形固定資産に対する減価償却累計額 10,957,598 千円 (四條畷水道事業 6,631,064 千円、太子水道事業 2,822,503 千円、千早赤阪水道事業 1,504,031 千円)
- 2 長期前受金に対する収益化累計額 3,637,162 千円 (四條畷水道事業 2,858,134 千円、太子水道事業 424,323 千円、千早赤阪水道事業 354,705 千円)

### Ⅳ. セグメント情報の開示

市町村域ごとに区分して経理していることから、セグメント情報の記載を省略している。

### Ⅴ. 減損損失関連

該当なし

### Ⅵ. リース契約により使用する固定資産

#### 1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

#### 2 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成 26 年 3 月 31 日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### 3 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額 連 結

1 年内 2,727 千円 (1,787 千円)

1 年超 3,359 千円 ( 775 千円)

計 6,086 千円 (2,562 千円)

#### [四條畷水道事業]

1 年内 1,436 千円 (1,436 千円)

1 年超 642 千円 ( 642 千円)

計 2,078 千円 (2,078 千円)

#### [千早赤阪水道事業]

1 年内 1,291 千円 ( 351 千円)

1 年超 2,717 千円 ( 133 千円)

計 4,008 千円 ( 484 千円)

※ ( ) 内は長期継続契約 (地方自治法第 234 条の 3) によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

### Ⅶ. その他の注記

#### 修繕引当金の経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

## 第1号報告

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

第 2 号 報 告

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算  
報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、  
平成28年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のと  
おり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

### 第3号報告

#### 平成28年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

#### 1 資金不足比率

会計名	数値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

#### 2 監査委員の意見 別紙のとおり